

ヒューリックホール東京

新型コロナウイルス感染症に関する 施設利用ガイドライン

[目次]

ヒューリックホール東京	1
新型コロナウイルス感染症に関する	1
施設利用ガイドライン	1
1. はじめに	5
1. 基本姿勢	5
2. 参考とする情報	5
第1章	7
感染防止策の基本的な考え方	7
1. 新型コロナウイルス感染症の基本情報	7
3. 用語定義	7
4. 新型コロナウイルス感染症に関する基本情報	7
2. 感染源の水際対策【入館時の対策】	8
1. 有症状者の入館制限	8
2. 手指等に付着したウイルスの除去	9
3. 靴底に付着したウイルスの除去	9
3. 入館後の無症状陽性者対策	9
1. 「三つの密」を回避する重要性	9
4. 「密閉空間」回避①_換気量基準	10
5. 「密閉空間」回避②_興行場営業許可	10
6. 「密閉空間」回避③_当施設の換気機能	10
7. 「密閉空間」管理①_CO2 センサーによるモニタリング	11
8. 「密閉空間」管理②_湿度管理	11
9. 「密集空間」回避	11
10. 「密接空間」回避	12
4. 濃厚接触者対策の考え方	12
1. 濃厚接触者の定義	12
2. イベント関係者及び来場者の濃厚接触のリスク評価	12
3. イベント準備期間での対策	13

4.	濃厚接触者のグルーピングによる対策	13
5.	消毒・除菌方法の選定	13
1.	消毒・除菌方法の基準	13
2.	手指のウイルス対策	13
3.	モノに付着したウイルス対策	14
4.	衣類に付着したウイルス対策	14
5.	モノに付着したウイルスの生存期間	15
第2章	16	
当施設の感染防止策の取り組み	16	
1. 当施設スタッフ 及び その他入館者に係わる感染防止策	16	
1.	当施設スタッフへの対策	16
2.	アルバイト及び協力会社への対策	16
3.	打合せ・下見等の入館者への対策	17
2. イベントに係わる感染防止策	17	
1.	施設内の消毒作業とその頻度	17
2.	施設内での感染防止策注意喚起	17
3.	当施設の感染防止策用の設置備品 及び 貸出備品	17
4.	ドリンク提供方法	18
3. 当施設の収容率の基準	19	
第3章	20	
ご利用者に実施いただく感染防止策	20	
1. イベント関係者に係わる感染防止策	20	
1.	新型コロナウイルス感染症 担当責任者の設置	20
2.	事前準備	20
3.	事前告知	20
4.	当日入館時の対策	21
5.	控室・バックヤードに関する対策	21
6.	ヒト・モノの接触に関する対策	21
7.	ケータリングなどの飲食対応	22
2. 舞台上・演出に係わる感染防止策	22	
1.	舞台上の対策	22
2.	演出上の禁止行為等	23
3. 運営に係わる感染防止策	23	
1.	当日の入退場 及び 当日タイムスケジュールの調整	23
2.	飲食の制限	24
3.	来場者リストの作成	24
4.	来場者の待機列対応	24
5.	受付 または チケットもぎり対応	24
6.	撮影対象となる展示物について	25

7.	物販実施方法	25
8.	特典会実施方法	26
4.	来場者に係わる感染防止策	27
1.	来場者への事前告知	27
2.	入館時対応	27
3.	本番中の対応 及び 影アナウンス	27
第 4 章	28	
陽性者対応の基本的な考え方	28	
1. 感染者に係わる基本的な対応	28	
1.	有症状者が発生した場合の相談窓口	28
2.	有症状者の PCR 検査までの流れ	28
3.	陽性者発覚後の保健所の調査の流れ	29
4.	陽性者発覚後の自主的なヒアリングの重要性	30
第 5 章	32	
陽性等が発生した場合の	32	
当施設の対応	32	
1. 陽性者発覚時の当施設の対応	32	
1.	ご利用者から情報共有いただいた場合	32
2.	ご利用者以外の情報ルートで発覚した場合	32
2. 保健所調査に対する当施設の基本姿勢	32	
1.	保健所の調査対象となった場合の対応	32
2.	当施設が感染施設に指定された場合の対応	33
3. 情報公開に対する当施設の基本姿勢	33	
1.	基本姿勢	33
2.	調査対象イベントに係るご利用者との調整	33
3.	情報公開により影響を及ぼすご利用者への情報共有	33
4. 当施設スタッフ及び当施設関係者が陽性者となった場合	34	
1.	基本的な対応	34
2.	ご利用者への共有	34
第 6 章	35	
陽性等が発生した場合の	35	
ご利用者に実施いただく対応	35	
1. 当施設への情報共有事項	35	
1.	当施設に共有していただく情報	35
2.	情報共有対象期間	35
2. 入館制限の該当者が発生した場合の対応	35	
1.	来場者の場合	35
2.	イベント関係者の場合	36

3. 入館後の体調不良者が発生した場合の対応	36
1. 体調不良者への問診の実施	36
2. 体調不良者を対応するスタッフの感染防止策	36
4. PCR 検査受診者 及び 陽性者が発生した場合	37
1. PCR 検査受診者が発生した場合	37
2. 陽性者が発生した場合	37
5. 陽性者発生後の対応.....	37
その他	38
1. 本ガイドラインの変更	38
1. 変更の可能性	38
2. 変更の周知	38
2. 参考資料.....	38
3. その他	39

1. はじめに

1. 基本姿勢

ヒューリックホール東京（以下、当施設）は、2018年の開業当初より舞台・ミュージカル・コンサート・企業イベントなど多岐に渡るイベントでご利用をいただけてきました。この度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、イベント業界は大変厳しい状況が続いております。幾度かの緊急事態宣言、東京オリンピックの開催を経て「with コロナ」とも言われる中で、業界のそれぞれの立場の方々がイベント開催を止めず、適した方法を模索している状況ではないかと感じております。

このコロナ禍において、当施設は集客イベントの開催を多く経験してきました。ご利用いただいた主催者には本ガイドラインを遵守いただき、来場者の皆さまも感染防止策にご協力いただいております、安全にイベントが開催されております。

当施設はコロナ禍における集客イベントを応援したく積極的に誘致してきたことから、新型コロナウイルス感染症に関する知識や対策に関するノウハウは蓄積されました。また、状況に応じて迅速に新たな感染防止策を追加しております。

当施設は引き続き気を緩めず感染防止策に積極的に取り組んでいきます。

P C R 検査、ワクチン接種の普及が進み、感染者も減少してきていることから緊急事態宣言の全面解除がなされ、イベント制限の要請内容も変化してきています。これらの事を受けまして、本ガイドラインの一部を改訂いたしました。

本ガイドラインは、当施設が現段階で情報収集した中で有効と考える対策を取りまとめております。但し、本ガイドラインに記載する感染防止策がすべてとは考えておりません。当施設が示す感染防止策よりも有効だと思われる対策の提案には柔軟に代替案として対応いたします。当施設は、一刻も早い収束を祈りつつ、感染リスクを出来る限り抑えたイベント開催のサポートを積極的に実施してまいります。

2. 参考とする情報

本ガイドラインを策定するにあたり参考とする情報は下記の通りとなります。当施設の事業に係わる項目を総合的に判断し、本ガイドラインを策定しております。

[1] 東京都発表の [【10月31日から11月30日】イベントの開催制限等について（2021年10月21日）](#) の内容及び、政府・東京都が感染防止策として示す資料の中で当施設の事業に関わりのある内容。

- [2] (公社) 全国公立文化施設協会が策定した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改訂版」(2021年10月15日)の内容。
- [3] (一社) コンサートプロモーターズ協会、(一社) 日本音楽事業者協会、(一社) 日本音楽制作者連盟が策定した「音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(2020年7月10日)の内容。
- [4] 緊急事態舞台芸術ネットワークが策定した「舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(第4版)」(2021年10月21日)の内容。
- [5] 当施設が入居する有楽町センタービルの感染防止策に係わる指針の内容。
- [6] 管轄保健所等へのヒアリング内容。

第 1 章

感染防止策の基本的な考え方

1. 新型コロナウイルス感染症の基本情報

3. 用語定義

本ガイドラインのヒトの状態を示す用語の定義は下記の通りとなります。

- ・ 上演関係者……イベント関係者の中でも、キャスト・アーティスト及び舞台上や楽屋に出入りのある、上演に関わるスタッフ。
- ・ 運営スタッフ…舞台上、楽屋に出入りの無い、公演開催や運営に関わるスタッフ。
- ・ 感染者……ウイルスに感染しているが発症していない者。もしくは感染力を持たない者。
- ・ 陽性者……感染者の中で発症した者。もしくは感染力を持ち PCR 検査で陽性と判断された者。（症状の有無は係わらず）
- ・ 無症状陽性者…陽性者の中で症状が出ていない者。
- ・ 有症状者……発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の陽性者と疑われる者。
- ・ 入館制限者……当施設の入館を制限対象となる者。詳細は [\[1 章 2-1\]](#) に記載。有症状者と同じ類。
- ・ 濃厚接触者……陽性者と濃厚接触あった可能性がある者の中から保健所が濃厚接触者と指定した者。詳細は [\[1 章 4-1\]](#) に記載。

4. 新型コロナウイルス感染症に関する基本情報

下記の基本情報は、厚生労働省が医療従事者向けに策定した「[新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き](#)」（第 2.1 版 | 2020 年 6 月 17 日）の内容及び世界保健機関（以下、WHO）サイト内の「[コロナウイルスに関する Q&A](#)」の内容を参考とし記載しております。

[1] 一般的な症状

- ・ よくある症状……発熱、咳、頭痛、倦怠感
- ・ その他の症状……下痢、嘔吐、味覚・嗅覚障害

[2] ウイルスの感染方法

- ・主な感染方法……………飛沫感染
- ・副次的な感染方法…飛沫によりヒト・モノに付着したウイルスからの接触感染

[3] 効果的な感染予防策

- ・ヒトから少なくとも1m離れること。
- ・定期的に石鹸、アルコールによる手指の消毒

[4] ウイルスの潜伏期間・発症時期・感染可能期間

- ・潜伏期間……………感染者となりウイルスが体内に潜伏している期間。潜伏期間は、おおよそ感染から1日～14日間が目安。この時点ではPCR検査は基本的には陰性反応となる。発症する可能性がある期間となる。
- ・発症日……………潜伏期間中に発症した日。感染からおおよそ5日後の発症が多い。無症状陽性者で発症した日が明確でない場合、保健所はPCR検査を実施した日を発症日と定める。
- ・感染可能期間…ヒトに感染させる力を持っている期間。発症日2日前から発症後10日間程度の期間が感染される力を持っているとされる。

2. 感染源の水際対策【入館時の対策】

1. 有症状者の入館制限

ヒトを介した感染を防ぐため、[\[1章-1-1 有症状者\]](#)を入館させないことは優先度の高い感染防止策となります。当施設の入館制限の対象者（以下、入館制限者）は下記の通りとなります。

- [1] 入館時に37.5度以上の発熱、咳（息苦しさ）、頭痛、倦怠感（関節痛・身体が重い）、味覚・嗅覚障害、下痢、嘔吐の症状がある者。（感染可能期間の観点から14日間以内の症状を聞けるとなお良い）
- [2] 陽性者との濃厚接触がある者。または、保健所に濃厚接触者と指定されている者。
- [3] 過去14日間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航及び当該国・地域の在住者との濃厚接触がある者。
- [4] 新型コロナウイルス感染症の陽性判定を受け、現在医師に自宅待機指示を受けている者。

2. 手指等に付着したウイルスの除去

ヒト自体が感染していない場合でも、手指等にウイルスが付着している可能性があります。このため、入館前に手指等の消毒による除菌が必要となります。また、入館後も適宜手洗い・手指消毒を促すことにより、付着したウイルスからの接触感染を抑えることが出来ます。

3. 靴底に付着したウイルスの除去

アメリカ疾病管理予防センターが出版している雑誌「EMERGING INFECTIOUS DISEASES」内の記事で「[病棟におけるウイルス分布についての研究結果](#)」を発表しました。その中で床面に付着するウイルスが他の場所より比較的多く、靴底がウイルスを運ぶ要因となる可能性を指摘しております。厚生労働省は靴底消毒を現段階で推奨はしていないものの、多くの病院が院内感染対策として靴底消毒を実施しております。このことから、水際対策として靴底消毒は有効と考えられます。

3. 入館後の無症状陽性者対策

1. 「三つの密」を回避する重要性

上記の通り、症状のある [\[1 章 2-1 入館制限者\]](#) や付着したウイルスの流入を防げたとしても、無症状陽性者が入館してしまう可能性はゼロにはなりません。無症状陽性者の入館を前提に防止策を講じる必要性があります。その中で、有効な考え方として「三つ密の回避」があります。新型コロナウイルス感染対策専門家会議が 2020 年 3 月 19 日「[新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言](#)」内で示したいわゆる「三つの密」の条件がすべて重なった場合、感染を拡大されるリスクが高まるとされております。この「三つの密」をいかに回避し、感染拡大のリスクを低減させるかが重要となります。3 つの密とは下記の 3 点となります。

[1] 密閉空間：換気の悪い場所

[2] 密集場所：多数が集まる密集場所

[3] 密接場面：間近で会話や発生が行われる場面

4. 「密閉空間」回避①_換気量基準

密閉空間を回避するためには換気の良い環境を作ることが重要となります。厚生労働省は2020年3月30日「[商業施設等における“換気の悪い密閉空間”を改善するための換気について](#)」内の資料で一人当たりの換気量の基準を示しております。資料内を要約すると「ビル管理法に定められている“一人当たり 30 m³/h”の換気量で“換気の悪い場所”を避けられるが、毎時2回の室内換気に値する“一人当たり 48 m³/h”の換気量がより望ましい」としております。このことから厚生労働省は、一人当たり換気量が少なくとも 30 m³/h (48 m³/h が望ましい) の場合、「密閉空間ではない」としております。

5. 「密閉空間」回避②_興行場営業許可

当施設は、興行場法に定義されている「映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設」([東京都福祉保健局サイト参照](#)) いわゆる興行場に類しており、興行場法の定めに従って必要な営業許可を取得しております。この興行場の営業許可には換気機能についての基準が設けられているため、興行場は高機能の空調設備により強制的な機械換気(床面積1㎡当たり75 m³/h以上)が可能となっております。

6. 「密閉空間」回避③_当施設の換気機能

当施設の換気機能はいずれの場所も感染防止策に有効な換気基準を上回る数値となっております。また、集客人数を制限することにより、一人当たりの換気量はより高い数値となります。但し、積極的な換気による感染防止策が有効であることから、定期的に扉を開けた換気は必要と考えます。下記は各諸室の換気量となります。

※換気基準値 … 一人あたりの換気量 30 m³/h (48 m³/h がより望ましい) ([1章3-2参照](#))

[1] ホール内換気量

- ・総換気量……………44,240 m³/h
- ・一人あたりの換気量……50 m³/h (最大収容人数 886 席の場合)

[2] ホワイエ(主催者控室含む)の換気量

- ・総換気量……………18,960 m³/h
- ・一人あたりの換気量……76 m³/h (最大収容想定人数 250 名の場合)

[3] 控室1の換気量

- ・総換気量……………450 m³/h

- ・一人あたりの換気量……45 m³/h（収容最大人数 10 名の場合）

[4] 控室 2 の換気量

- ・総換気量……450 m³/h
- ・一人あたりの換気量……225 m³/h（収容最大人数 2 名の場合）

7. 「密閉空間」管理①_CO2 センサーによるモニタリング

政府は冬場での換気について、2020 年 11 月 12 日「[寒冷な場面における新型コロナウイルス感染防止等のポイント](#)」を発表しております。その資料内に CO2 センサーにより室内の CO2 数値を適切にモニタリングし、1,000ppm 以下に維持することを提言しております。当施設の CO2 センサーは下記の仕様となっております。

[1] ホール内 CO2 センサー仕様

ホール常設の空調機に CO2 センサーが付いており、CO2 センサー1,000ppm 以下になるよう常時自動調整されている。また、収容人数に対して設計されているため、1,000ppm 以上になることはない。

8. 「密閉空間」管理②_湿度管理

前述の「[寒冷な場面における新型コロナウイルス感染防止等のポイント](#)」内では室内の湿度を 40% 以上に保つことを提言しております。空気が乾燥することによってウイルスに付着する水分が蒸発し、マイクロ飛沫になることで空気中をより長時間浮遊できるようになり感染リスクが高まってしまいます。このため、当施設では各所に湿度計を設置し、湿度管理に努めております。

9. 「密集空間」回避

イベントの特性上、密集を完全に回避をすることはとても困難であります。そのことを認識し、状況に応じた対策が必要となります。主に密集をなるべく避ける方法として、「整列時に最低 1m の間隔を設ける対策」や「時間差入退場の実施」が有効と考えられます。それでも、「一時的な密集」は避けられません。密集空間が避けられない場合は、「密閉・密接」の対策をより積極的に実施することが有効と考えられます。

10. 「密接空間」回避

当施設では、WHO サイト内の「[コロナウイルスに関する Q&A](#)」を参考に下記の状態を密接と考えます。

- [1] マスク着用時「ヒトとヒトとの距離を 1m 空けられない状態」での「日常会話より大きい声」を発する場面。
- [2] マスク未着用時「ヒトとヒトとの距離を 2 m 空けられない状態」での「日常会話程度の声」を発する場面。

密接時は、「声の発生を極力控えること」や「飛沫防止シート・フェイスシールド等」により飛沫を直接受けない対策が必要となります。

4. 濃厚接触者対策の考え方

1. 濃厚接触者の定義

国立感染症研究所 感染症疫学センターが発表した「[新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領](#)」(2020 年 4 月 22 日版) 内で濃厚接触者の定義を下記のようにされております。(一般に係わる項目のみ記載)

また、保健所はこの定義を基に濃厚接触者の調査をいたします。

- [1] 陽性者と同居あるいは長時間の接触（車内・航空機内等を含む）があった者
- [2] 陽性者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- [3] 手の触れることの出来る距離（目安 1m）で、必要な感染予防策なし（マスク未着用等）で陽性者と 15 分以上の接触があった者。（周辺環境や接触状況等個々の状況から総合的に判断）

2. イベント関係者及び来場者の濃厚接触のリスク評価

イベントに係わる陽性者発生については、来場者よりもイベント関係者間で複数の陽性者が発生する事例が多くなっております。来場者については基本的な感染防止策に協力いただくことでイベントに参加することによる濃厚接触のリスクが大幅に増えることはないと考えます。但し、イベント関係者、特に上演関係者間では打合せ、稽古、リハーサル等による長時間同じ場所に滞在することが多くなること、舞台上では万全な体制での感染防止策が取りにくいことから、濃厚接触のリスクが高まると考えられます。このことから、イ

イベント当日のみに関わらず、イベント企画段階から濃厚接触を極力減らす対策を講じる必要があります。

3. イベント準備期間での対策

上記で示した通り、上演関係者間では濃厚接触のリスクが高いことから、特にイベント当日 1 か月前からそれ以降の行動に対して明確な指針による注意喚起と、日々の体調管理（可能であれば体調報告）を促し、いち早く対応できる体制を整えておくことが重要となります。

4. 濃厚接触者のグルーピングによる対策

イベント関係者間ではどうしても濃厚接触者に該当する状態となってしまうことが多くございます。上演関係者、運営スタッフを分けの楽屋割をするなど、新たな濃厚接触者を増やさない対策に注視する必要があります。

5. 消毒・除菌方法の選定

1. 消毒・除菌方法の基準

（独）製品評価技術基盤機構（以下、NITE）が消毒方法の有効性評価をとりまとめ、その内容を厚生労働省のサイト内 [「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」](#) にて公表しております。

2. 手指のウイルス対策

手指のウイルス対策は、洗い流すことが最も重要とされております。このため、石けん・ハンドソープを用いた手洗いが最も効果的であり、流水だけでも効果があります。アルコール消毒は手洗いが出来ない場合の選択肢となります。下記が手指のウイルス対策で効果がある順番での表記となります。

[1] 石けん・ハンドソープで 10 秒間もみ洗い、流水で 15 秒間すすぐ。

[2] 流水で 15 秒間以上の手洗い。

[3] アルコール（濃度 70%以上 95%以下のエタノール）をよく擦り込み消毒。

3. モノに付着したウイルス対策

モノに付着したウイルス対策はアルコール消毒よりも下記の方法が推奨されております。

[1] 熱水

食器・箸などは 80℃の熱水に 10 分間以上さらすことでウイルスが死滅します。

[2] 塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）

テーブル・ドア等は、家庭用漂白剤（代表例：花王ハイター）を 0.05%の濃度に薄めて拭くことで無毒化することができます。

📖 対象商品・使用時の注意は「[新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう](#)」をご参照ください。

[3] 洗剤（界面活性剤）

テーブル・ドア等は、界面活性剤を含む家庭用洗剤（代表例：花王マイペット）で拭き取ることで無毒化することが可能です。

📖 NITE が示した「[有効と判断された界面活性剤を含む家庭用洗剤のリスト](#)」（2020 年 7 月 13 日版）
※資料内の住宅家具用洗剤から選定することをお勧めします（台所用合成洗剤は使用方法に注意が必要のため）

[4] 次亜塩素酸水

テーブル・ドア等は、一部の次亜塩素酸水も有効です。但し、次亜塩素酸水は多義的であり商品選定や使用方法に条件が複数ある為、上記[2][3]のいずれかを使用されることをお勧めします。また、次亜塩素酸水と次亜塩素酸ナトリウムは別物となります。

4. 衣類に付着したウイルス対策

衣類（衣装）に関しては、洗濯によりウイルスを洗い流す効果があることから、通常の洗濯で除菌効果があると考えられております。洗濯ができない衣類の場合、アルコールスプレーを噴霧することで一定の除菌効果を期待することはできます。

また、北里大学独自の研究結果から下記の商品による除菌効果が得られたとの発表もあります。[（プレスリリース参照）](#)

[1] 洗濯洗剤………花王アタック高浸透リセットパワー、アタック ZERO

[2] 漂白剤………花王ワイドハイターEX パワー液体、ワイドハイターEX パワー粉末

[3] 除菌スプレー…花王リセッシュ除菌 EX プロテクトガード

5. モノに付着したウイルスの生存期間

アメリカの国立アレルギー・感染症研究所等の研究グループの研究結果が掲載した医学雑誌「The NEW ENGLAND JOURNAL of MEDICINE」内の論文 [\(記事参照\)](#) によるとモノに付着したウイルスの生存期間を下記の通りと示しております。

- [1] 空気中……………3 時間
- [2] 銅……………4 時間
- [3] 段ボール……………24 時間
- [4] ステンレス……………48 時間
- [5] プラスチック……………72 時間

 同様の研究はいくつか発表されているが、上記研究結果を WHO サイト内の [「コロナウイルスに関する Q&A」](#) に掲載していることから同研究を選定。

 衣類に関する明確な研究結果はないが、段ボールと同様の特性があることから、24 時間程度と考えられている。

第 2 章

当施設の感染防止策の取り組み

1. 当施設スタッフ 及び その他入館者に係わる感染防止策

1. 当施設スタッフへの対策

当施設は下記事項を当施設スタッフ（社員）に義務付けております。

- [1] 毎日出社前、出社時の検温と体調報告を行い、その記録の内容を 1 か月間保管。
- [2] 上記報告時、[\[1 章 2-1 入館制限者\]](#) に該当する場合、対象スタッフの出勤を停止。
- [3] 病院及び保健所の指示で PCR 検査を受けた場合、当該スタッフとの濃厚接触が疑われる者は自宅待機とし、当該スタッフが日常的に利用していた場所の消毒を実施。
- [4] 業務時間内のマスク着用の義務化。
- [5] 不特定多数と接する場合はフェイスシールドの着用。
- [6] 入館時の手指アルコール消毒。
- [7] 定期的なアルコール消毒、手洗い、うがいの実施。
- [8] 新型コロナウイルス感染症に関する講習会による社員教育の実施

2. アルバイト及び協力会社への対策

当施設アルバイト及び当施設を出入りする協力会社には下記事項を義務付けております。

- [1] 入館時の検温と体調報告を実施し、その記憶の内容を 1 か月間保管。
- [2] 上記報告時、[\[1 章 2-1 入館制限者\]](#) に該当する場合、当該スタッフの入館一時禁止。
- [3] 病院及び保健所の指示で PCR 検査を受けた場合、当該スタッフとの濃厚接触が疑われる者を含め入館を一時禁止とし、当該スタッフが利用していた場所の消毒を実施。
- [4] 業務時間内のマスク着用の義務化。
- [5] 入館時の手指アルコール消毒。
- [6] 定期的なアルコール消毒、手洗い、うがいの実施。

3. 打合せ・下見等の入館者への対策

打合せや下見等で入館する方へは下記の事項をお願いしております。

- [1] 入館時の検温。
- [2] 検温時、[\[1 章 2-1 入館制限者\]](#) に該当する場合、入館のお断り。
- [3] 業務時間内のマスク着用。
- [4] 入館時の手指アルコール消毒。

2. イベントに係わる感染防止策

1. 施設内の消毒作業とその頻度

下記のタイミングで最適な方法で消毒を実施いたします。

- [1] 日常清掃時にドアノブ、座席肘掛け、各所手摺り、控室、トイレの便座・床・洗面台、その他手の触れやすい箇所を消毒。
- [2] 催事当日の本番開演後から終演前にかけて、ホワイエ（ロビー）周りの手摺り、トイレの便座・床・洗面台、その他の手の触れやすい箇所の消毒。
- [3] 1 日当たり 2 公演おこなう場合は、来場者入れ替え時に上記[2]に加えホール内の座席肘掛けを消毒。

2. 施設内での感染防止策注意喚起

当施設では、下記の方法で用いて来場者及びイベント関係者へ感染防止策の注意喚起を実施いたします。

- [1] ホワイエ内でのプロジェクター投影（約 300 インチサイズ）を活用した掲示
- [2] エントランス・トイレ・ホワイエ等でのポスター掲示
- [3] 控室・バックヤードでのイベント関係者向けのポスター掲示

3. 当施設の感染防止策用の設置備品 及び 貸出備品

当施設内の設置備品 及び ご利用者への貸出備品は下記の通りとなります。

- [1] 当施設入口に来場者用オートディスペンサー（消毒液）2 台の設置。

- [2] 各トイレ前、ホワイエ周り、各控室に消毒液ディスペンサーの設置（計 10 カ所）。
- [3] 非接触体温計の貸出（2 台）。
- [4] ホワイエ周り飛沫防止シートの常設設置（3 箇所 / 設置場所：もぎり・受付、関係者受付、バーカウンター）。
- [5] 自立式飛沫防止シートの貸出（4 台）。
- [6] 控室化粧前に飛沫防止シートの常設設置。
- [7] 催事来場者のマスク未着用者にマスク無償提供（1 日 5 0 枚上限/ご利用者が来場者に事前告知でマスク着用を促している場合に限る）。
- [8] 使い捨てゴム手袋の無償提供（1 日 15 組上限/もぎり・受付・検温・物販スタッフ用）。
- [9] 使い捨てフェイスシールドの無償提供（1 日 6 枚上限/もぎり・受付・検温用）。
- [1 0] 施設入口に足裏消毒用マットの設置。
- [1 1] 待機列エリア、トイレ等の整列位置を示した足型マークの設置
- [1 2] サーモカメラ(熱感知によるアラーム機能付き、監視用モニター、レコーダー付)

4. ドリンク提供方法

イベント当日、1 ドリンク制を実施する場合は、下記の取り組みをいたします。

- [1] ドリンク対応スタッフはマスク及びフェイスシールドの着用。
- [2] ドリンクチケットの配布はせず、ドリンク徴収時にドリンクの提供。
- [3] ドリンク代徴収時及びおつりの受け渡しはコイントレーを使用し、接触しない方法で対応。
- [4] ドリンクはサーバー等、提供の際に人の手に触れる回数が多い提供方法を避け、ペットボトルや缶等での提供を実施。
- [5] 集客 50%以上のイベントで、ワンドリンクを実施する場合は、
 ドリンク飲んでいただけるのは自席のみ、また開演中のみ可。
 飲料を飲むときのみマスクをはずし会話等は禁止、ドリンクを飲み終えたら
 速やかにマスクをつける。※上記内容を、イベント前の告知
 当日の影アナウンス等で来場者へ周知してください。

3. 当施設の収容率の基準

当施設の収容率については東京都が示す「[基本的対策徹底期間における対応](#)」(2021年10月31日)に大筋沿う内容となりますが、当施設ではイベント種別によって集客率100%の可否を判断いたしません。

すでに当施設は緊急事態宣言以降、多くの集客イベントを実施しておりますが、ポップスコンサート等であっても、主催者の注意喚起と来場者の協力により、公演中に来場者が歓声・大声を発することはございませんでした。このことを受け、当施設では引き続き本ガイドラインに遵守いただき、主催者・来場者の協力体制により、収容率100%であっても変わらないイベント運営が実現できると判断いたしました。収容率50%以上の容認基準は下記の通りとなります。

※複数の出演者、複数のグループの物販特典会が同時進行する、対バンイベントに関しては、集客率50%に制限致します。

[1] 収容率100%の基準

下記に当てはまる場合、収容率50%以上を容認いたします。

・主催者の意向で来場者に飲食をさせることがない。(1ドリンク制実施時のドリンクは除く)

・開場・公演中・客だし時に物販特典会については

会場側と事前協議の上、会場側の要請に従った上で実施する。

・時間差入場・時間差退場を実施する。

※P.00【第3章 [\[3章 3-1.当日の入退場\]](#)の[4]の条件に従うこと。

・その他、本ガイドライン内の赤字表記による追記事項を遵守する。

第3章

ご利用者に実施いただく感染防止策

1. イベント関係者に係わる感染防止策

1. 新型コロナウイルス感染症 担当責任者の設置

新型コロナウイルス感染症に関する情報を統率し、万が一の事態に円滑な対応をする観点からも担当責任者を設置することをお勧めします。担当責任者を設置する場合、その情報をイベント関係者 及び 当施設担当者に共有をお願いします。

2. 事前準備

当日必要となる事前準備及び協議を入念に進めることをお勧めします。

- [1] 当日来場するイベント関係者の「所属企業・氏名・連絡先等」をリスト化し、おおよそ3週間を目安にリストを保管すること。また、イベント関係者には管轄保健所の指示により、リスト内の個人情報を開示する可能性がある旨の承諾得ること。
- [2] 当日入館時に [\[1章 2-1 入館制限者\]](#) に該当するイベント関係者が発生した場合の対応フローの事前協議。
- [3] イベント関係者から疑陽性者及び陽性者が発生した場合の対応フロー及び情報公開フローの事前協議。
- [4] 本ガイドライン 及び 該当業界団体が示すガイドラインを考慮し、当日の感染防止策の実施範囲の協議。

3. 事前告知

イベント関係者に対して下記のことを事前に告知し、感染防止策の協力を促すようお願いします。

- [1] 新型コロナウイルス感染症 担当責任者の連絡先の共有。
- [2] 現時点で [\[1章 2-1 入館制限者\]](#) に該当する場合、もしくは [\[1章 1-2 感染拡散期間\]](#) の観点から10日間以内に [\[1章 1-2 一般的な症状\]](#) があった場合、事前に申し出を促し、

担当責任者に相談をすること。また、稽古・リハーサル時も含め、体調に心配な場合は自己申告をするよう促すこと。

[3] 当日の感染防止策を示し、その理解と協力を促すこと。

[4] [「新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOA」](#) のインストールを勧めること。

4. 当日入館時の対策

イベント関係者の入館時も必ず下記のことを実施してください。

[1] 予め入館時の検温などの対応をするスタッフを決めておくこと。

[2] 当施設内及び当ビル内でのマスクの着用の義務化。

[3] 入館時の検温・体調チェック 及び 手指消毒の義務化。また、検温・体調チェックのために予めイベント関係者リストを作成し、体温・体調等を記録することを推奨。

[4] [\[1章 2-1 入館制限者\]](#) に該当する症状が確認できた場合は入館をさせない。疑陽性者 及びそれに類するスタッフが発生した場合、[\[3章 1-2 事前準備\]](#) で決めた対応フローに沿って対応をすること。

5. 控室・バックヤードに関する対策

控室・バックヤードについては下記のことを念頭に感染防止策に努めてください。

[1] 控室の割り振りは [\[1章 4-4 濃厚接触者のグルーピング\]](#) を念頭に検討すること。

[2] 控室等の扉は常時もしくは定期的に開け、換気を実施すること。

[3] イベント関係者間での距離を取る意識と距離が近い場合は会話を極力控えるための注意喚起の掲示。

[4] 喫煙所の定員は遵守し、会話を禁止するよう注意喚起すること。

 当施設備品で控室・バックヤードに使用するための飛沫防止シートのご用意がありますのでご相談ください。

6. ヒト・モノの接触に関する対策

ヒト・モノが感染源にならないよう下記の感染防止策に努めてください。

[1] メイク・衣装スタッフのように多くの出演者や出演者着用の衣装に接触する可能性がある場合、その前と後にスタッフ自身や道具等の消毒をこまめに実施するよう促すこと。

- [2] ドライヤーや筆記用具などの共有備品についても、使用する前と後に消毒を実施すること。
- [3] 所有する備品・道具等を貸し借りは原則禁止とし、貸し借りする場合はその前と後で消毒を実施すること。
- [4] 出演者などがストレッチをする際、地べたに直接寝転がったりせず、ヨガマット等を敷いてストレッチすること。使用後のヨガマットは消毒するなど取り扱いに注意すること。

7. ケータリングなどの飲食対応

イベント関係者に飲食物を提供する場合は下記の点を遵守してください。

- [1] ケータリングスタッフは手指等の消毒を実施し作業をすること。
- [2] ブッフェ形式の提供の禁止とし、予め取り分けられた飲食の提供をすること（個包装されていることが望ましい）。
- [3] ドリンクも同様に個別に配布するペットボトル等を取ることを。
- [4] 飲食物の近くに消毒液もしくは除菌シートを設置し、飲食前にアルコール消毒を促すこと。
- [5] ケータリングのゴミ等を撤収した後は、ケータリングスタッフは手指等を消毒すること。

2. 舞台上・演出に係わる感染防止策

1. 舞台上の対策

舞台上のレイアウト・立ち位置を決める際は下記のことを念頭に調整をお願いします。

- [1] イベント企画段階で舞台上の出演者の数を極力少なくする調整を行うこと。
- [2] 出演者の立ち位置はなるべく間隔を空ける調整を行うこと。
- [3] 十分な間隔があげられない場合は、アクリルパネル等の設置を検討すること。
- [4] 舞台面から、対面客席最前列までの距離を最低 2m 空けること。距離を空けることが難しい場合は、舞台上のアクティングエリアから客席最前列までを 2m以上確保する事。

2. 演出上の禁止行為等

下記の演出又はこれに類する演出は感染拡大の可能性があるため禁止とします。

- [1] 客席部登場などを行う際に来場者の近くで大声を出すなどの行為。
- [2] 出演者等が来場者に対して握手・ハイタッチをする行為。
- [3] 出演者等が来場者に対し、コール&レスポンスや歌わせるなどを煽る行為。
- [4] 感染症防止の観点から、会場が使用を適切でないと判断した特殊効果演出
- [5] 適切な感染症対策の取られていない状況で、来場者をステージ上へ上げる等の特殊な演出行為。

※[4]、[5]に関して会場側に事前確認・相談の無いものは一切を禁止致します。

3. 運営に係わる感染防止策

1. 当日の入退場 及び 当日タイムスケジュールの調整

来場者の滞留による密集を避けるため、当日タイムスケジュールを検討する際に下記の点を遵守してください。

- [1] 開場時は座席番号による時間差入場を検討すること。

※収容率 50%以上の場合：必ず時間差入場を実施してください。

- [2] 開場時間から開演時間まで 45 分の間隔を設けること。

※収容率 50%以上の場合：必ず 1 時間設けてください。

- [3] 1 日 2 公演以上をおこなう場合は、直前の公演の終演時間から次の公演の開場時間まで 1 時間を設けること。（座席肘掛けの消毒作業に 1 時間要します）

※収容率 50%以上の場合：必ず 1 時間半設けてください。

- [4] 退場時は座席ブロック（おおよそ 2 列(約 60 名)ずつ）を指定し、時間差退場を実施すること。各ブロックの呼び出しの間隔は、最低 2 分以上開けてください。

※100%集客の場合、30 分程の時間を要します。

2. 飲食の制限

来場者の飲食については下記の項目を遵守してください。

- [1] ホール内での食事（飲み物は可）は原則禁止とすること。

3. 来場者リストの作成

来場者から陽性者が発生したことを想定し、下記のような方法を用いて、当日の氏名・連絡先・座席番号をリスト化するようにお願いします。来場者リストはおおよそ3週間を目安に保管してください。また、個人情報取得時に管轄保健所から指示があった場合に限り、情報開示する旨の承諾を得てください。

- [1] 事前に当日来場者を WEB フォームや会員アカウントを活用し登録させる方法。
- [2] 当日来場時にチケット半券等に記入させ回収する方法。
- [3] 当日来場時に QR コードを掲示し、専用フォームから登録させる方法。

4. 来場者の待機列対応

開場時間前に 11F エントランスで待機列を形成する場合は、最低でも 1 m 間隔を保ち整列させること。（当施設で足型マーク設置済）

エントランスでの待機列が 1 m 間隔を保てない場合は、開場時間前であってもロビー開場を実施すること。

参考情報

エントランス最大待機可能人数（1 m 間隔）：約 100 名

ホワイエ（ロビー）最大待機可能人数（1 m 間隔）：約 200 名

5. 受付 または チケットもぎり対応

来場者の入場時に受付手続き及びチケットもぎりが発生する場合は下記のことを遵守してください。

- [1] チケットは可能な限り電子チケットを活用すること。
- [2] 紙チケットの場合は、来場者自身が半券の切り取りを行い、チケット BOX 等に投入する等の非接触の方法を優先すること。

[3] 受付（もぎり）スタッフと来場者の間に飛沫防止シート等（当施設貸出有）設置、もしくはフェイスシールド（当施設提供有）を着用し、飛沫防止策を講じること。

[4] 受付（もぎり）スタッフと来場者が直接接触してしまう可能性がある場合は、使い捨てゴム手袋等（当施設提供有）を担当スタッフに着用させること。

6. 撮影対象となる展示物について

当施設のホワイエは十分なスペースがあるわけではございません。このため来場者が密集し撮影するような展示物は禁止していただくか、展示する場合は撮影禁止にさせていただくようお願いします。展示物の例は下記の通りとなります。

[1] 贈られたフラワースタンドの設置。

[2] ポスター・バナー等の設置。

[3] 終演後のセットリスト掲示。

7. 物販実施方法

物販を実施する場合は下記の点を遵守してください。

※収容率 50%以上の場合：開場時・公演中・客だし時の物販は、会場側に

具体的な販売方法・感染対策の事前打合せをし、承認を得ていないものは禁止（先行物販は可）

[1] イベント当日物販を実施しないことを最優先に検討し、オンラインによる販売等を検討すること。

[2] 物販を実施する場合、飛沫防止シート等（当施設貸出有）設置、もしくはフェイスシールド（当施設提供有）を着用し、飛沫防止策を講じること。

[3] 来場者にはキャッシュレス決済を促すこと。現金でのやり取りが発生する場合はコイントレーなどを用いて直接の接触を避けること。

[4] 物販スタッフと来場者が直接接触してしまう可能性がある場合は、使い捨てゴム手袋等（当施設提供有）を担当スタッフに着用させること。

[5] 物販のサンプル商品を来場者の手の届く位置に設置しないこと。

[6] 調理が生じる飲食物の販売をしないこと。

[7] 限定品などの早く来館した来場者が得をするような販売方法を実施しないこと。

[8] 公演チケット所有者以外への販売を実施しないこと。

- [9] 先行物販を実施する場合、先行物販終了時間から開場時間まで 30 分の間隔を設けると。
- [1 0] 購入後の来場者間による物販商品のトレード行為の禁止をすること。
- [1 1] 待機列形成の際は最低 1m の間隔を設けること（当施設で足型マーク設置可能）。
- [1 2] その他、事前滞留・混雑の予想がされる物販については、事前予約・事前整理券配布または座席番号による時間差販売等、当日の混雑が緩和する策を講じること。
- [1 3] 対策を講じても混雑が緩和される見込みがなく、密集状態が継続されると判断した場合は、物販の中断を指示する場合がございます。この場合は、感染防止策を最優先に考え、当施設担当者の指示に従ってください。

8. 特典会実施方法

特典会を実施する場合は下記の点を遵守してください。

※収容率 50%以上の場合：事前に会場に具体的な実施方法を相談し、会場側が許可を
していないものは開催禁止

- [1] 当施設内での特典会を実施しないことを最優先に考え、オンライン特典会の実施を検討すること。
- [2] 特典会を実施する場合は、当施設担当者へ事前に実施方法を提示し、当施設の承諾を得ること。承諾を事前に得てない場合、特典会の開催は禁止とします。
- [3] 特典会の最中でも**出演者・来場者共にマスク**を着用すること（追加でフェイスシールド着用推奨）。
- [4] 来場者と出演者との接触は禁止とし、出演者と来場者が 1m 以内に近づくような内容としないこと。
- [5] 特典会でトーク・チェキ会をする場合は、来場者と出演者の間に飛沫防止シート（当施設貸出有）を設置すること。この場合も、1m の間隔を保つこと。
- [6] 待機列形成の際は最低 1m の間隔を設けること（当施設で足型マーク貸出可能）。
- [7] 対策を講じても混雑が緩和される見込みがなく、密集状態が継続されると判断した場合は、特典会の中断を指示する場合がございます。この場合は、感染防止策を最優先に考え、当施設担当者の指示に従ってください。

4. 来場者に係わる感染防止策

1. 来場者への事前告知

催事告知媒体を活用し、来場者に対し下記事項を事前告知してください。

- [1] [\[1章 2-1 入館制限者\]](#) に当てはまる場合は来場をしないこと。
- [2] マスクを着用して来場をすること。
- [3] 「3つの密」を避ける行動を取るよう促すこと。
- [4] 出演者等の入り待ち・出待ちをしないこと。
- [5] 開場時間（先行物販開始時間）より早く来館しないこと。
- [6] 開場前にトイレを済ませてくること。
- [7] イベント来場者名簿作成に関する個人情報登録方法の案内。
- [8] 時間差入場、時間差退場等の案内。
- [9] 別途当施設が入居するビルの感染防止策の指示がある場合はそれに従うこと。（エレベーター・エスカレーターの数制限等）

2. 入館時対応

来場者の入館時は下記のことを必ず実施してください。

- [1] 検温を実施すること。
- [2] [\[1章 2-1 入館制限者\]](#) に該当する場合は入館させないこと。
- [3] アルコールによる手指の消毒をさせること。
- [4] マスク未着用者にはマスク着用を促すこと(当施設提供有)。

3. 本番中の対応 及び 影アナウンス

来場者に対し、本番中は下記のことを遵守するよう影アナウンス等で案内をしてください。

- [1] 着席状態を基本とし立見をしないこと。
- [2] 「大声を出す・歓声・歌う」など飛沫のリスクがある行為を禁止とすること。
- [3] 拍手など声を出さない方法での対応を推奨すること。

[4] 終演後は時差退場の実施をし、退館まで時間が要すること。

第 4 章

陽性者対応の基本的な考え方

1. 感染者に係わる基本的な対応

1. 有症状者が発生した場合の相談窓口

一部の業界ガイドライン内に 37.5℃の発熱等があった場合、施設管轄保健所に連絡し指示を仰ぐ旨を記載しておりますが、施設管轄保健所ではそのような対応が出来ません。症状や状況により相談先は変わりますが、概ね下記の通りとなります。

[1] 東京都新型コロナコールセンター

感染した不安（軽微な症状が出ている）はあるが、強い症状が出ていない場合に相談する窓口。状況に応じて管轄保健所への連絡を案内。

📖 問合せ先：0570-550571 [9:00~22:00（土日祝も含む）]

[2] 該当者居住地の管轄保健所

強い症状がある場合、軽微であっても発熱・咳が複数日続いている場合に相談する窓口。もしくは、高齢・基礎疾患・妊婦の方の場合は、軽微な症状でも相談範囲内となる。

📖 問合せ先：[平日（日中） おおよそ 9:00~17:00] 該当者居住地の管轄保健所へ連絡
[土日祝・平日夜間] 03-5320-4592（東京都内共通）

[3] 当施設管轄の保健所（千代田区保健所）

感染発覚後に調査など主体に動く保健所は該当者居住地の管轄保健所となるため、当施設管轄の保健所に指示を仰いでも回答はしていただけません。保健所に連絡の際は、該当者居住地の間隔保健所へご連絡をお願いします。

2. 有症状者の PCR 検査までの流れ

管轄保健所より「感染の強い疑いがある者」と判断されてから PCR 検査までは下記の通りとなります。

- [1] 該当者居住地の管轄保健所が感染の強い疑いがある者と判断した場合、受診先の病院等を指示。
- [2] 病院等で受診し、PCR 検査が必要となれば PCR 検査の実施。PCR 検査が必要無いと判断すれば自宅療養などの経過観測等の指示がある。
- [3] PCR 検査が陽性の場合、入院または宿泊療養等となる。陰性の場合、自宅療養などの経過観測等の指示がある。

3. 陽性者発覚後の保健所の調査の流れ

陽性者が発覚した後の該当者居住地の管轄保健所は下記のように調査を進めます。

- [1] PCR 検査により陽性判定が判明し陽性者となった場合、検査を行った施設より、陽性者居住地管轄保健所に通知される。
- [2] 管轄保健所から陽性者に連絡が入り、入院等の指示及び行動履歴のヒアリングの実施。
- [3] 陽性者本人へのヒアリング内容は下記の通り。

〔感染源を特定するための調査〕

無症状の場合……PCR 検査の陽性結果日を発症日として直近 14 日間の行動調査

症状がある場合……症状が出た日を発症日として直近 14 日間の行動調査

〔2 次感染（濃厚接触者）の調査〕

無症状の場合……PCR 検査の陽性結果日を発症日として直近 2 日間の行動調査

症状がある場合……症状が出た日を発症日として直近 2 日間の行動調査

- [4] 陽性者が所属している会社がある場合、会社所在地の管轄保健所より所属会社へ連絡が入り、陽性者の行動履歴のヒアリングの実施。
- [5] 必要に応じて、感染場所と疑われる施設に対しても施設所在地の管轄保健所より、ヒアリングの実施。
- [6] ヒアリング及び他の陽性者情報と照らし合わせながら、「感染施設の指定」及び「濃厚接触者の確定」をおこなう。
- [7] 感染施設に指定された場合、施設所在地の管轄保健所より該当施設に「消毒命令」の通知がおこなわれ、施設内で陽性者が接触したであろう場所の消毒指示がされる。
- [8] 濃厚接触者に指定された場合、PCR 検査の実施指示がされる。

4. 陽性者発覚後の自主的なヒアリングの重要性

基本的には陽性者が判明した場合、判明した当日中に陽性者へのヒアリングがされることとなっておりますが、都内の陽性者数によってはヒアリングまで数日要する可能性があります。このことから前述で示した保健所の調査内容を把握し、保健所のヒアリングを待たずして、事前に陽性者及びその周囲のヒアリングを取りまとめておくことを推奨しております。このことにより、保健所からのヒアリングがより迅速におこなわれ、感染施設及び濃厚接触者の確定を早めることになり、2次感染を広めないための重要事項となります。

📖 当施設より保健所へ確認をおこなったところ、上記の自主的なヒアリングを推奨されております。

5. イベント関係者から有症状者が発生した場合の対応

[1] 上演関係者に陽性者が発生した場合

[第5章]及び、[第6章]を確認し、保健所等と対応を協議の上、当施設に共有をお願い致します

[2] 上演関係者に濃厚接触者が発生した場合。

該当保健所の指示に従い自宅待機とする。但し 緊急事態舞台芸術ネットワークの「舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(第4版)」(2021年10月21日)の内容に則り、キャスト・スタッフの安全を最大限考慮し、経過を注視した上で、劇場での舞台稽古、もしくは開演前6時間以内の期間でPCR検査又は抗原検査(p.38 参考資料)を行い、結果が陰性である場合、主催の判断により当日の稽古、公演に参加させる事を許可致します。但し陽性者と接触があった該当日から14日間以上、上記条件での検査を実施してください。

[3] 上演関係者に関して、保健所が濃厚接触者の認定をしない、または保健所から連絡がなく

濃厚接触者が不明な場合

主催者、濃厚接触者の候補に該当する者、検査対象者等の感染リスクのある関係者を判定し自宅待機とさせるが上記[2]と同様、キャスト・スタッフの安全を最大限考慮し、経過を注視した上で、劇場での舞台稽古、もしくは開演前6時間以内の期間でPCR検査又は抗原検査(参考資料②)を行い、結果が陰性である場合、主催の判断により当日の稽古、公演に参加させる事を許可致します。但し陽性者と接触があった該当日から14日間以上、上記条件での検査を実施してください。

※感染リスクのない者については通常通り、稽古・公演に参加可能であるが、その場合も発熱等の症状が無い経過観察をすること。

[4]運営スタッフ等、その他の関係者から、陽性者・濃厚接触者が出た場合

当該陽性者及び濃厚接触者が、上演関係者との接触・接点が無い場合は、感染が広がらないよう細心の注意を払った上で、稽古または公演を開催できる。

感染対策に加え、有症状者が新たに現れないか等、経過観察も行うこと。

第5章

陽性者等が発生した場合の 当施設の対応

1. 陽性者発覚時の当施設の対応

1. ご利用者から情報共有いただいた場合

ご利用者より陽性者の情報共有をいただいた場合、当施設は当施設管轄保健所に対応の指示を仰ぎます。その指示内容については、ご利用者へも共有をいたします。

2. ご利用者以外の情報ルートで発覚した場合

下記の情報ルートで陽性者が発覚した場合、当施設は当施設管轄保健所に指示を仰ぐとともにご利用者へも情報共有をいたします。

[1] 保健所の調査対象になったことにより陽性者情報を得た場合。

[2] (来場者等) 陽性者本人からの申し出により情報を得た場合。

2. 保健所調査に対する当施設の基本姿勢

1. 保健所の調査対象となった場合の対応

当施設が陽性者発生による保健所の調査対象となった場合、下記の対応をいたします。

[1] 調査により影響を及ぼすご利用者へ情報共有。

[2] 入居するビル関係者への情報共有。

[3] 公式ホームページ等などへの掲載による調査の進捗及び結果の情報公開。

2. 当施設が感染施設に指定された場合の対応

当施設が保健所から感染施設と指定された場合、下記の対応を取ります。

[1] 保健所の指示に従い、厚生労働省が推奨する方法を用いて専門業者による消毒を実施。

[2] 保健所の「消毒命令」からの消毒完了までの期間は施設休館とし貸出を停止。貸出停止期間に利用契約者がいる場合、当施設利用規約第 22 条に該当するものとする。

📖 当施設利用規約 (<http://hulic-theater.com/about-hall/policy/>)

3. 情報公開に対する当施設の基本姿勢

1. 基本姿勢

当施設は保健所の調査対象になった場合、その結果に係わらず調査結果を情報公開いたします。また、陽性者が発生した場合など調査が長期化した場合は、その進捗を情報公開する可能性もございます。情報公開前には調査対象となるイベントのご利用者と事前調整等を行います。ご利用者の要望により情報公開を取りやめる判断をすることはございません。また、情報公開時には誠意をもって調査結果の事実のみを公開いたします。

2. 調査対象イベントに係わるご利用者との調整

保健所が調査対象とするイベントに係わるご利用者とは情報公開前に下記の調整をいたします。

[1] 双方による陽性者発覚の事実確認

[2] 双方の管轄保健所指示の情報共有

[3] 情報公開日の調整

[4] 情報公開の方法及び文面の相互確認

3. 情報公開により影響を及ぼすご利用者への情報共有

情報公開により影響を及ぼすご利用者（情報公開時に利用している方等）へは事前に情報公開日及び公開方法とその文面について情報共有をいたします。

4. 当施設スタッフ及び当施設関係者が陽性者となった場合

1. 基本的な対応

ご利用者側に求める内容と同様に [\[4章\]](#)、本章、[\[6章\]](#) に示した内容の対応に加え、下記の対応をいたします。

- [1] 保健所の消毒指示の有無に関わらず、陽性者に該当するスタッフが利用した場所の消毒の実施。
- [2] 保健所の指示の有無に関わらず、自主的に当該スタッフの行動履歴をヒアリングし、濃厚接触者と疑われるスタッフの出勤を停止。
- [3] 陽性者及び出勤停止スタッフの出勤停止解除は保健所の指示に従い判断。
- [4] 出勤停止により人員が不足する場合は、当施設グループから補填スタッフを割り当て業務対応。

2. ご利用者への共有

当施設側の陽性者発覚により影響を受け得るご利用者へいち早く情報共有をするとともに、その後の対応について協議をすることを努めます。また、ご利用者への共有は優先度の高いご利用者から順に対応いたします。

第6章

陽性者等が発生した場合の ご利用者に実施いただく対応

1. 当施設への情報共有事項

1. 当施設に共有していただく情報

来場者及びイベント関係者で下記事案が発生した場合、当施設に情報をご共有ください。

[1] 東京都新型コロナ相談センターもしくは保健所に相談する事案が発生した場合。

[2] PCR 検査を実施した場合。

[3] PCR 検査の結果が出た場合（陽性・陰性に関係なく）。

[4] 陽性者の申し出があった場合。

[5] 保健所より対応の指示をされた場合。

2. 情報共有対象期間

情報共有対象期間としては、当施設の「利用日の1か月前から利用日の14日後まで」の期間を対象とします。

2. 入館制限の該当者が発生した場合の対応

1. 来場者の場合

開場時に来場者の中から [\[1 章 2-1 入館制限者\]](#) に該当する者が発生した場合、入館をお断りするようお願いいたします。また、必要に応じて [\[4 章 1-1 東京都新型コロナ相談センター\]](#) に連絡をして指示を仰いでください。

2. イベント関係者の場合

入館時にイベント関係者の中から [\[1 章 1-1 陽性者\]](#) に該当する者が発生した場合、[\[4 章 1-1 東京都新型コロナ相談センター\]](#) に連絡をして指示を仰いでください。

3. 入館後の体調不良者が発生した場合の対応

1. 体調不良者への問診の実施

入館後、来場者及びイベント関係者が体調不良を訴えた場合、下記の問診をおこなってください。

- [1] (体温を計測) 37.5℃以上か、もしくは平熱より 1℃高いか。
- [2] 倦怠感 (関節痛・身体が重い) があるか。
- [3] 咳が止まらない・息苦しさがあるか。
- [4] 味覚・嗅覚障害があるか。
- [5] 頭痛・下痢・嘔吐・目の充血・皮膚の発疹の症状いずれかの症状があるか。

上記の問診で 2 項目程度あてはまる場合は新型コロナウイルス感染症の疑いがあります。その場合は、[\[4 章 1-1 東京都新型コロナ相談センター\]](#) に連絡をして指示を仰いでください。また、その指示内容については当施設へ共有をお願いします。

2. 体調不良者を対応するスタッフの感染防止策

体調不良者が陽性者の可能性があるため、下記の感染防止策を取ってください。

- [1] 体調不良者を隔離した場所に移動すること。(当施設の場合、ホワイエの一角をパーティションで区切るか、主催者控室もしくはクロークを使用。)
- [2] 簡易ベッドの準備とベッドに保護カバー設置 (ベッド・カバーは当施設貸出有)。

[3] 対応するスタッフは、マスク・フェイスシールド・ゴム手袋・防護服（使い捨てカップ等）を装着（それぞれ当施設提供有）。

4. PCR 検査受診者 及び 陽性者が発生した場合

1. PCR 検査受診者が発生した場合

PCR 検査対象者が発生した場合、来場者及びイベント関係者の範囲内で当該対象者と濃厚接触者になりうる者への対応について、当該対象者の管轄保健所に指示仰いください。また、その指示内容については当施設への共有をお願いします。

2. 陽性者が発生した場合

PCR 検査の結果で陽性と判断された場合、もしくは陽性者本人から申し出があった場合、当該陽性者の管轄保健所に指示を仰いください。また、その指示内容については当施設への共有をお願いします。

5. 陽性者発生後の対応

陽性者発生後の対応は [\[4 章\]](#)、[\[5 章\]](#) の内容に基づき、当施設及び保健所と連携した対応をお願いします。

その他

1. 本ガイドラインの変更

1. 変更の可能性

本ガイドラインは、第1項内「参考とする情報」の内容の変更、または新型コロナウイルス感染症を取り巻く情勢の変化に応じて変更する可能性があります。

2. 変更の周知

本ガイドラインを変更した場合、下記の方法で周知いたします。

当施設ご契約者にはメールにて周知 及び 変更点のご説明を実施。

その他、ホームページ上で変更の周知 及び 変更後のガイドラインの掲載。

2. 参考資料

＜抗原検査キットの使用について＞

抗原簡易キットの使用にあたっては、

- 連携医療機関を定めること
- 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること
- 国が承認した抗原簡易キットを用いること ※これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記参照。

▷事務連絡（令和3年6月25日）「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」（厚労省） <https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

▷事務連絡（令和3年8月5日）「職場における積極的な検査等の実施手順に関するQ&Aについて」（厚労省） <https://www.mhlw.go.jp/content/000817496.pdf>

▷事務連絡（令和3年8月13日）「職場における積極的な検査の促進について」（厚労省） <https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>

▷事務連絡（令和3年9月27日）「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについて」（厚労省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000836277.pdf> ※抗原検査を行う際は、上記を参照し、医療機関の指示のもと行ってください。

3. その他

本ガイドラインに示されていない事項は、当施設利用規約に沿ってください。

2020 年 6 月 10 日策定

2020 年 7 月 17 日改訂

2020 年 8 月 18 日改訂

2020 年 10 月 2 日改訂

2020 年 11 月 22 日改訂

2021 年 11 月 25 日改定